

令和3年度 入札監視委員会（第3回）議事概要

南関東防衛局

開催日及び場所	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札監視委員会定例会議を回議方式で実施 回議実施期間：令和3年11月8日（月）～令和3年12月3日（金）
委員 (◎：委員長)	天野 康代（弁護士） 後藤 由紀子（公認会計士） ◎細田 孝一（大学教授） 梅村 靖弘（大学教授） 田才 晃（大学院教授） (敬称略：五十音順)
審議対象期間	令和3年7月1日～令和3年9月30日
審議対象件数	45件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出案件	総件数	4件	(審議概要)
建設工事	一般競争（政府調達協定対象）	0件	<ul style="list-style-type: none"> 契約状況、指名停止措置状況及び低入札価格調査等について報告 抽出案件の概要説明
	一般競争（政府調達協定対象外）	11件	
	企画競争方式	0件	
	随意契約方式	2件	
建設コンサルタント業務等		32件	
○委員からの意見・質問	意見・質問		回答
○それに対する回答等	<p>①根岸住宅地区（3）除草等工事（一般競争入札方式（政府調達協定対象外））</p> <p>除草等に関する入札では、毎回、予定価格を大幅に下回っており、積算基準の見直しを提言しているが、今後の方針はどうか。</p> <p>予定価格算出時の各項目の積算価格と、業者の入札価格の対応する項目の支出予定額に大きな差が</p>		<p>本件については、過去2カ年は予定価格に近い金額で契約している。また、今年度は低入札であったものの、昨年受注した業者が強い受注意欲をもって、金額の低減に努めた結果である。</p> <p>除草等工事は、応札業者の多くは予定価格の前後の金額で応札している者もいることから積算基準を見直した場合、他の参加業者を除外する可能性があること及び積算は、原則として、国土交通省土木工事積算基準書（河川編）の歩掛を基準に行うこととなっている。</p> <p>当局積算価格と業者の入札価格を比較したところ、特に側溝・排水溝清掃及び諸経費において大きな差が</p>

あれば、それらの項目と具体的金額、および差の生じた理由は何か。

生じているが、これは入札者が、国の機関の工事实績を確保するため、昨年度における同工事の自身の請負実績を踏まえ、本工事内容を精査し、可能な限りの経費低減に努めた結果である。

②厚木（３）管制塔新設建築追加工事(随意契約方式)

本件は、「性質上競争を許さない」場合に該当するとしているが、これと、「一定期間公示し…希望する者がいないことを確認」というのは矛盾しないか。

本工事は、本省より示されている「建設工事における後工事について」により、手続きを実施している。

後工事の発注方式は、原則として、前工事の受注者との随意契約によるものとされているが、あらかじめ一定期間公示し、他に参加を希望する者がいないことを確認しなければならないと規定されている。

前工事に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承する参加希望者がいた場合は新規の参入を認め一般競争入札とする。

【本工事に関する見積参加資格の設定については、一定期間公示し、他に参加を希望する者がいないことを確認した後、本件工事について前工事の受注者であるA者へ特命随意契約を行うものである。】とされている。他に参加を希望する者がいた場合、その参加希望者は、前工事に係る瑕疵担保責任を含めた契約の成果を継承することを前提に入札に臨まなければならないということか。

参加希望者に対し前工事の瑕疵担保責任等を求めている。

しかしながら、この制度は、随意契約の条件を満たすと判断した工事に対して、更に一定期間、随意契約をする理由、参加申し込みに必要な条件等を明確にして公示することで、一層の透明性・公正性を確保するものである。

したがって、一定期間の公示をもって特命随意契約としているものではない。

予算は制度上、使用目的、予算額等が厳格に管理されており、他の予算に流用することは厳しく規制されている。

この方法は、強引に特命随意契約に導こうとしている印象を第三者へ与えると考ええる。

予算の都合上、前工事と一体ができなかったとされているが前年度に他の予算を削減してもできなかった予算上の都合とは何か。

前工事となる、厚木（２）管制塔新設建築工事の入札状況はどうなっているか。

10者が入札参加し、5者が辞退・無効、2者が予定価格超過し残り3者で総合評価を行った。本工事は、本来一体とすべき構造物（一体の構造物である管制塔として完成して初めて機能を発揮するもの）を、予算の都合により前工事と後工事に分割したものである。

また、前工事と後工事に分けた理由は何か。

当該施工中の者に施工させた場

共通費（一般管理費及び現場管理

合には、工期の短縮、経費の節減等で有利になると認められることがあれば具体的に価格ベースでどの程度の効果があるか考えるか。

費等)については、前工事と後工事の直接工事費等を合算計上し算定することから一定の節減効果が見込まれると思料する。具体的な金額については提示しかねる。

③横須賀外(2補)発電機室新設土質調査(一般競争入札方式(政府調達協定対象))

落札者の価格は、「品質確保基準価格」を大きく下回っているが、問題はないか。

入札価格は、品質確保基準価格を下回っているが、低入札による業務成果の品質低下を防ぐため、原則として第三者履行確認を義務づけている。履行の確認を行う企業については、資格要件として、資本金及び人事面の直接的な関連がないこと等を満たした企業となり、契約から完了まで、業務の各段階毎において履行の確認を実施することで、品質の低下を防ぐようにしている。

なお、当該企業は当局の受注実績もあり、その際の業務状況も成果に問題はなかった。

入札金額2～6位までの5社の数字が近似しているのに対し、落札額は相当低くなっている。その理由は何か。

防衛省が実施する建設工事等のうち、陸上工事に係る土質調査業務委託の積算価格算定は、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書等で行っている。そのため、入札参加者においても、同基準等を用いて、調査業務特記仕様書に示した調査内容について、金額を算定していることが考えられる。その上で、本調査において、受注する意欲の高い入札参加者は、土質調査等を行うための直接調査費又は諸経費(業務管理費や一般管理費)について節減し、応札したものとする。

落札金額が他5者の入札金額よりも相当程度低く、品質確保基準価格を下回っているが、品質確保のために調査・対応した事項はあるか。

当該業務は、第三者履行確認を行うことで、実際の履行状況を確認することとしている。

落札率63%だが、落札者はどのような費目を節減したのか聴取しているか。

入札参加者に聴取を行っていない。提出された内訳書において、土質調査等を行うための直接調査費及び諸経費(業務管理費や一般管理費)を節減していることを確認した。

なお、本業務においては、品質確保基準価格を下回っているため、低価格入札による業務成果の品質低下

	<p>この案件の「第三者による履行確認」について、「第三者」はどのような者をどのような基準で選んでいるのか。また、「履行確認」は具体的にどのように行われているのか（入札者の土質調査報告書の内容を査閲する、入札者の土質調査に立ち会うなど）</p>	<p>を防ぐため、第三者による履行確認を実施している。</p> <p>第三者の基準は、①資本金及び人事面の直接的な関連がないこと②当局に競争参加を希望していること③会社更生法に基づき更生開始手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと④防衛省発注機関において過去10年間に対象業務と同種の実績を有すること⑤当局において前年度及び当年度に低入札の受注実績、業務成績評価点が65点未満のものがないこと⑥当該業務の管理技術者と同等の資格要件を有する者等の基準で選んでいる。</p> <p>確認は、履行確認計画を策定し、履行の各段階で履行確認報告書を受注者に提出し、最終的には監督官が履行確認の内容を確認する。</p>
	<p>④根岸住宅地区（3）PCB濃度分析調査（一般競争入札方式(政府調達協定対象外)）</p> <p>入札価格と予定価格の各積算項目のうちどの項目に差が見られたか。</p> <p>費目別に見ても契約価格は予定価格の4%～36%程度と安価になっているが、「PCB濃度分析調査」が適切に履行された旨の確認は行われているか。</p> <p>落札率20.88%で、業務遂行の信頼性は問題ないか。</p> <p>全6者の入札金額が595千円～5000千円と大きくばらついている理由は何か。</p>	<p>全般的に開きがあったが、特に経費に大きな開きがみられた。</p> <p>実施前後の打合せや、作業当日に立会を行うこと等により、適切に履行された旨確認している。</p> <p>実施前後の打合せや、作業当日に立会を行うこと等により、適切に履行されており問題はないものと思慮している。</p> <p>参加者6者のうち2者が特に直接費、分析費等に関差が見られた。業者の受注意欲、手持ち機材の状況、業務の一部を外注する等を行うことにより開きが出たものと思慮している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特に意見なし。</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義案件		総件数 0件	(審議概要) ・該当案件なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回 答
		なし。	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし。	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について			
審議概要		順位傾向の分析、落札率・応札率の分析、調査項目別の平均落札率等の分析等を行った資料を委員に配布・報告。	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回 答
		なし。	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
・該当案件事案なし			

令和3年度 入札監視委員会（第3回）議事概要

陸上自衛隊

開催日及び場所	令和3年11月8日（月）～ 令和3年12月3日（金） 回議方式で実施	
委員 （◎：委員長）	天野 康代（弁護士） 梅村 靖弘（大学教授） 後藤 由紀子（公認会計士） 田才 晃（大学院教授） ◎細田 孝一（大学教授） （敬称略：五十音順）	
審査対象期間	令和2年度4月1日～令和3年3月31日	
審議対象案件	9, 690 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出案件	総件数 5 件	(審議概要) ・抽出案件の概要説明
一般競争	5 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問 ① 物品役務：一般競争 第433会計隊 北富士派遣隊（北富士） 「機動訓練評価装置（光伝送装置）における据付役務 「前段」」 ・落札事業者以外に、当該役務を提供可能な事業者は想定できるか。 ・仕様書にある機動性訓練評価装置は富士通製のようなものであるが、本契約で行うこの装置の伝送用光ファイバーケーブルの接続は、製造メーカー以外の事業者でも行うことは可能か。	回 答 ・公告実施時、落札事業者以外に当該役務の提供可能な具体的な事業者の想定はありませんでしたが、一般競争入札を行うことにより、落札事業者以外の事業者の参加も見込めると考えた。 ・伝送用光ファイバーケーブルの一般的なコネクタの敷設及び接続といった内容であれば他の事業者でも可能であるが、特殊なコネクタ及びシステムの設定に関する内容であれば、他の事業者は作業可能な技術者を用意する必要があると考える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定は市場価格方式とあるが、どのように算定を行ったのか。また、業者から見積りを聴取したのであれば、どの業者から見積りを聴取したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛装備庁から経費率算定調書の資料提供を受け、経費率を採用して算定した計算価格と見積書を比較して計算価格を採用した。見積書は富士通から徴収した。
	<p>② 物品役務 一般競争 第433会計隊 北富士派遣隊（北富士） 「機動訓練評価装置（光伝送装置）における据付役務 「後段」及び機能確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札事業者以外に、当該役務を提供可能な事業者は想定できるか。 ・仕様書にある機動性訓練評価装置は富士通製のようなものであるが、本事業で行うこの装置の伝送用光ファイバーケーブルの接続は、製造メーカー以外の事業者でも行うことは可能か。 ・機動訓練評価装置（光伝送装置）における据付役務を{前段}と{後段}に分けたのはどのような理由によるものか。また、分けることによってコスト高になるような事は無いのか。 ・予定価格は、どのように算定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告実施時、落札事業者以外に当該役務の提供可能な具体的な事業者の想定はありませんでしたが、一般競争入札を行うことにより、落札事業者以外の事業者の参加も見込めると考えた。 ・伝送用光ファイバーケーブルの一般的なコネクタの敷設及び接続といった内容であれば他の事業者でも可能であるが、特殊なコネクタ及びシステムの設定に関する内容であれば、他の事業者は作業可能な技術者を用意する必要があると考える。 ・本事業は、前段に特殊コネクタを使用する補助成端箱の設置、後段にシステム改修及び機能確認を行うものであり、分けた理由としては、前段で据付けた光ファイバーケーブル等がある程度、使用した後も機能しているかの確認を後段の始めに行い、確認がとれた後に作業を行う必要があるためである。 分けることに対するコスト高については、前段及び後段の作業は、同時並行に実施できるものではないため、作業の効率化等による労務費のコストカットは望めない点から、分けることによるコスト高は無いものとする。 ・防衛装備庁から経費率算定調書の資料提供を受け、経費率を採用して算定した計算価格と見積書を比較して計算価格を採用した。見積書は富士通から徴収した。

	<p>③ 建築工事 一般競争 第407会計隊(武山) 「北03号建物他便所改修 工事」</p> <p>・特に意見なし</p>	
	<p>④ 建築工事 一般競争 第407会計隊(武山) 「南9号建物他エキスパ ンションジョイント等補修 工事」</p> <p>・極端に低価格で落札された場合、落札事業者以外の価格は比較的近似している場合が多い(競争的である)と思うが、本件についてはバラつきが大きい。どのような理由が考えられるか。</p> <p>・予定価格の算出方法を教えてください。</p> <p>・落札業者は材料費を節減しており、市場価格から大分低廉になっているようであるが品質に問題ないのか。</p> <p>・落札率が60.5%と低く、他3者入札価格と比べても相当程度低い価格で落札していますが、別途調査等の対応があれば、その内容を示してください。</p>	<p>・材料費、労務費及び諸経費のそれぞれの費用が各事業者によって異なることが価格の差につながっていると考えます。</p> <p>・直接工事費の各部品等の単価については市場価格を採用し、共通費については公共建築工事共通費積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)により算出</p> <p>・調達要求部隊の検査官・監督官に工事の履行状況をよく確認するように指示し、問題はありませんでした。</p> <p>・予定価格が1千万円を超えておらず、低入札価格調査制度対象ではないため、別途調査等は実施しておりません。</p>
	<p>⑤ 物品役務 一般競争 自衛隊神奈川地方協力本部 (横浜) 「監視カメラ一式」</p> <p>・受注者が、落札率45%の安価で落札できた理由は何か。また、納入された製品は「調達品目表」に例示されている製品だったのか否か。</p>	<p>・受注者は、「調達品目表」に例示されている製品と同等品である受注者の自社カタログ掲載品により応札したため、安価に落札できたものと考えます。 なお、納品された製品は同等品である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・納入された製品は「調達品目表」に例示されている製品の「同等品」であるとの事ですが、「同等品」である事の確認はどのようにしているのでしょうか。 ・落札率が45.7%と低く、他3者入札価格と比べても相当程度低い価格で落札していますが、別途調査等の対応があれば、その内容を示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「同等品判定依頼書」と諸元が確認できるカタログの提出を受け、「同等品」であることの実施している。 ・本件においては、事前に同等品の申請を受け、カタログにより諸元の確認を実施している。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に意見なし。	
2. 入札談合案件の処理状況について		
談合情報件数	総件数 0件	(審議概要) ・該当案件なし
談合情報	0件	
点検結果疑義	0件	
○委員からの意見 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回答）					
苦情申立件数 （再説明請求件数）	総件数		0件		(備考) ・該当案件なし
一般競争			0件		
指名競争			0件		
随意契約			0件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）	申立日	件名	契約方式	内容等	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。				
	なし。				